

## 「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく！



「国民年金保険料控除証明書」は大切に保管してください！

年末調整や確定申告の際、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「領収証書」を添付することが義務付けられています。

このため社会保険庁から、本年1月から9月末までに国民年金保険料を納付された方を対象に「国民年金保険料控除証明書」が送付されます。

11月上旬に発送されますので、年末調整や確定申告を行つまで大切に保管してください。

控除証明書が届かない場合や紛失された場合は、草津社会保険事務所・国民年金業務課へ連絡し再発行の手続きをしてください。

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑥7784

草津社会保険事務所 国民年金業務課

☎ 0771-567-12220  
草津社会保険事務所 国民年金給付課  
0771-13111

老齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。課税の対象となる方には、「社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」が送付されますので必ず提出してください。提出期限は平成20年12月1日です。

提出がない場合は各種控除が受けられませんので、ご注意ください。なお、次の方は課税の対象ではないため「扶養親族等申告書」は送付されません。

①障害年金または遺族年金を受給されている方

②老齢年金を受給している65歳未満の方で、年金額が108万円未満の方

③老齢年金を受給している65歳以上の方で、年金額が158万円未満の方

詳しくは、草津社会保険事務所・国民年金給付課へお問い合わせください。

## ジェネリック医薬品とは？

特許期限が切れた新薬と同じ成分・効果をもつ価格の安い薬を言います

近年、国民医療費が増加し続けていることなどから、総医療費の約2割を占める薬剤費の軽減のために、ジェネリック医薬品の使用が推進されています。



## ジェネリック医薬品を利用してしましょう！

### ジェネリック医薬品を利用するには？

ジェネリック医薬品を利用するには医師の処方せんが必要です。まずはかかりつけの医師や薬局の薬剤師に相談してください。また、初診時の問診票に「薬剤の選択」として「先発品希望」か「ジェネリック品希望」かの選択欄を設けている場合もありますので、そこで「ジェネリック品希望」を選択すれば、処方してもらえます。

日本ではジェネリック医薬品の利用は進んでいませんが、特許期間が過ぎている薬がすべて、ジェネリック医薬品に替われば、年間で約1兆円の医療費の節約になると考えられています。その分、私たちの負担も軽減され、複数の薬を服用している人等では、家計に大きな効果があると考えられます。

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑥7784



ジェネリック医薬品を利用するには！